

外来診療・リハビリ・在宅福祉サービス等ご利用の皆様

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お願い）

日頃より当園の外来・在宅サービスをご利用いただきありがとうございます。

令和4年1月に入り新型コロナウイルス感染者数が増えてきており、引き続きの感染拡大防止対策が必要です。

つきましては、次に該当する場合は（ ）のようになるまでは、利用をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

以前のお願いと趣旨は変わりませんが、一部修正させていただきました（下線部）。

1 ご本人・ご家族にコロナ感染の方がいる場合

（来園は、ご本人と家族すべてが外出可（保健所の判断）となってから。）

2 ご本人・ご家族に発熱、せき・鼻水、だるさ等体調不良の方がいる場合

（来園は、新型コロナ検査（－）を確認するか、症状消失から7日たってから。）

3 通園・通学している保育園・幼稚園・学校・通園施設で利用者・職員・児童生徒等にコロナ感染（感染疑いも含む）があった場合（ご本人が濃厚接触者でない場合）

（来園は、各施設の利用が平常な状態に戻ってから）

4 ご家族の勤め先等お近くでコロナ感染（感染疑いも含む）があった場合（ご本人が濃厚接触者でない場合）

（来園は、職場が平常な状態に戻ってから）

5 ご本人・ご家族が濃厚接触者となった場合

（来園は、ご本人と家族すべてが外出可（保健所の判断）となってから。）

6 ご本人・ご家族が、濃厚接触者でないが新型コロナ検査を受けた場合

（来園は、検査（－）を確認してから。 ）

※ 新型コロナ検査とは、PCR 検査・抗原検査等のことをさします。

※ ご本人、ご家族、その他お近くでコロナ感染があった場合は、お早めにご連絡ください。

令和4年1月26日

群馬整肢療護園 園長 川嶋伸明